

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和03年02月12日

計画の名称	島根県における下水道事業の推進（防災・安全）												
計画の期間	平成29年度～平成30年度（2年間）										重点配分対象の該当		
交付対象	島根県												
計画の目標	処理場における長寿命化対策を計画的に実施することにより、安心な生活環境の創出と、安定した水環境の保全を図る。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	2,396	A	2,386	B	0	C	10	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0.41	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H29当初)	中間目標値	最終目標値 (H30末)
1	処理場施設における健全度2以下の要対策箇所整備率を40% (H29) から75% (H30) に増加。 処理場施設における健全度2以下の要対策箇所数に占める対策済み箇所数の割合 要対策箇所整備率 = (対策済み箇所数) / (健全度2以下の処理場施設要対策箇所数)	40%	40%	75%

備考等	個別施設計画を含む	<input type="radio"/>	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	-----------------------	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	
												H29	H30	H31	R02	R03				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
下水道事業	A07-001	下水道	一般	島根県	直接	島根県	管渠(汚水)	改築	管渠改築事業(東部処理区)	汚水管 = 0.25~2.6m L = 39.070m	松江市外1市						62		策定済	
		長寿命化																		
	A07-002	下水道	一般	島根県	直接	島根県	終末処理場	改築	施設改築・耐震化事業(東部浄化センター)	水処理・汚泥処理施設 処理能力 81,000m3/日	松江市外1市						1,370		策定済	
		総合地震、長寿命化																		
	A07-003	下水道	一般	島根県	直接	島根県	管渠(汚水)	改築	管渠改築・耐震化事業(西部処理区)	汚水管 = 0.2~1.8m L = 35,660m	松江市外1市						519		策定済	
		総合地震・長寿命化																		
	A07-004	下水道	一般	島根県	直接	島根県	終末処理場	改築	施設改築・耐震化事業(西部浄化センター)	水処理・汚泥処理施設 処理能力 45,000m3/日	松江市外1市						435		策定済	
		総合地震、長寿命化																		
												小計						2,386		
												合計						2,386		

C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H29	H30	H31	R02	R03			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	C07-001	下水道	一般	島根県	直接	島根県	-	-	宍道湖流域下水道（下水道BCP見直し）	下水道被災時事業継続計画見直し	松江市外2市						10	-	
下水道BCPを見直すことで、下水道施設の被災した後、資材や人員が限られた中でも、下水道の有すべき機能の維持・確保を図る。																			
											小計						10		
											合計						10		

事後評価

事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制 島根県において評価を行い確定	事後評価の実施時期 令和3年2月
	公表の方法 島根県ホームページで公表
事業効果の発現状況	
定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	処理場（宍道湖流域東部浄化センター及び西部浄化センター）施設の更新等により要対策箇所整備率が増加（40%（H29）→73%（H30））したことにより、老朽化による機器の故障を未然に防ぐことが出来た。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
特記事項（今後の方針等）	
令和元年8月に策定したストックマネジメント計画に基づき、引き続き下水道施設の計画的かつ効率的な管理を進める。	

